

# 「釣り同好会」 活動報告

東京秋工会 副幹事長

**田口 芳美**

(昭和43年電気科卒)



平成23年6月11日、伊豆稲取でタイ狙いの釣りを開催しました。しかし、当日は強風と大雨で国道も通行止めになりそうな様子。とりあえず、当日の釣り会中止と翌日の午前に変更しての再チャレンジを決定し、朝の9時半から民宿にこもり大作戦会議の開催となりました。当然ながら議題は翌日の釣果と証拠写真、いや記念写真。記念写真が無いと釣り会報告の信憑性は乏しくなり、釣り士のホラと思われてしまう。中には全員の集合写真だけでも良いのではないかとの意見もありましたが、干物や味噌漬けを買って帰るのは無しにしようと全員の意見が一致、翌朝に船頭さんから入る連絡を待つことになった。

翌朝4時半、待っていた連絡が入り、上々の天気です釣りができるとのこと、全員出発。

港で船頭さんの待っ船に乗る。仕掛け、氷などを受け取り釣りの準備。いつもより遠いポイントで釣り開始となりましたが、潮が早くて糸が斜めに走り、当たりの取りにくい最悪に近い状態でした。しかし、毎回のことながら、根性で頑張り、赤い魚があちらこちらで釣れるようになると、徐々に大きくなっていく。そのうち、タモ！、の声も出るくらい大型が釣れ始める。

今回の釣り場は90メートルから150メートルと深く、手巻き2名は大変な重労働。電動リールの良さを再認識したようです。ただ、電動リールに対する慣れがまだ不足気味でアジ・サバなどでの習熟釣行が必要そうです。

秋には稲取の再チャレンジを計画しております。各釣り会開催時には、ホームページ上で案内をいたします。参加を希望の方は早めに連絡をお願い致します。



(参加者の集合写真・手前側のクーラーは新鮮な獲物が一杯)

連絡先 田口 芳美 (昭和43年電気科卒)

FAX 03-5482-1385 携帯 090-6029-1543

E-mail RTY00346@nifty.com

## あきこう 東京秋工会規約

- 第1条 本会は、東京秋工会という。
- 第2条 本会は、秋田工業高等学校卒業生であって、東京ならびにその近県に在住するものをもって組織する。
- 第3条 本会は、母校の発展に寄与すると共に会員相互の連繋を密にして、それぞれ携わるその事業の向上と併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を達成するため、必要に応じて事業を行う。
- 第5条 本会事務所は、三平俊悦自宅（川崎市宮前区馬絹855-3）に置く。
- 第6条 本会に次の役員を置く。  
会長1名 副会長若干名 幹事長1名  
副幹事長若干名 幹事若干名 監事2名
- 第7条 役員を選出は、次の通りとする。  
1.幹事は、総会に於いて選出する。  
2.会長、副会長、幹事長、副幹事長、監事は幹事会の互選とする。
- 第8条 役員任期は2年とする。  
ただし、再任は妨げない。
- 第9条 本会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。その選任は、幹事会の推薦による。
- 第10条 役員職務は次の通りとする。  
1.会長は、本会を代表して会務を総括する。  
2.副会長は、会長を補佐し会務を運営する。  
3.幹事長は、幹事会の招集、本会の会計、会務を総括する。  
4.副幹事長は、幹事長を補佐する。  
5.幹事は、幹事会を構成し本会の運営及び会務に関する事項を審議する。  
6.監事は、本会の会務、および、会計を監査する。
- 第11条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。  
定時総会は、毎年1回招集し、予算、決算及び重要事項を審議決定する。  
なお、必要あれば臨時総会を開催することができる。  
幹事会は、必要の都度幹事長がこれを招集する。
- 第12条 本会の経費は、会費及び寄付金で賄う。
- 第13条 本会の維持会費は、1年額3千円とする。  
但し、総会又はこれに準じる会費は、別途その都度徴収するものとする。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本規約の改正は、総会の決議によっておこなうものとする。ただし、本会事務所の変更は幹事会の決議によっておこなう。  
本規約は、平成21年4月1日から実施する。
- 第16条 (付則)  
この会則は平成19年11月17日から一部改定施行する。